

保育の必要性の認定基準における育児休業取得時の継続入所の取扱いについて

1. 現行の取扱い

保護者が育児休業をすることとなった場合、休業開始前に保育所へ入所していた児童については、原則、育児休業期間中の保育は、認めないこととしているが、継続児童であって以下の条件を満たす場合は、保育の継続を認めている。

(1) 育児休業開始時に3歳児クラス以上に属していること。(H24までは5歳児クラスに限定)

(2) 育児休業期間が、開始から1年を経過したその年度末以内であること。

⇒ 2歳児以下クラスの在籍児童は、継続入所を認めていない。
(産後休暇が終了する日の月末をもって退所する必要がある)

ただし、2歳児以下クラスの在籍児童であっても、保護者の諸事情(保護者や同居家族の健康等の状況など)や児童福祉の観点(集団保育が必要、児童の発達上環境の変化が好ましくない)、から総合的に勘案した上で、保育の継続が適切と判断する場合は、継続を認めることがある。

2. 課題

＜市民や関係者から以下の課題が挙げられている＞

- 上の子が保育所を退所しなくても良いよう、ある程度大きくなるまで、次の子の出産を控える可能性がある。
- 慣れ親しんだ保育所を退所するのは、児童にとって可哀想ではないか。
- 生まれたばかりの下の子と、保育所を退所した上の子を同時に育児することは、保護者にとってかなりの負担になるのではないか。
- 年度末に育児休業を取得する場合、3歳児クラスと2歳児クラスの取扱いの差が大きい。
- 一度、退所した場合、再度同じ保育所に入所できる保障がない。

3. 国の方針 (H14.2.22 厚生労働省課長通知)

家庭での保育は子どもの育成の上で重要なことではあるが、保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所へ入所していた児童については、下記に掲げる場合等児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないものである。

- (1) 次年度に小学校への就学を控えている場合など、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合
- (2) 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合

※ この場合であっても、入所児童の家庭の状況等について、毎年、事実の確認を行い、入所に関し公平な状況を保ち、地域として適切な保育の実施に留意されたい。

新制度においては、従来、「保育に欠ける」事由にはない、「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」が、新たに「保育の必要性」の事由の中に加わり、保護者の希望を踏まえるべく対応方針が示された。

4. 他都市における継続入所の取扱い状況

区分	年齢制限なし	3歳以上	4歳以上	5歳以上
中核市(回答36市中)	22	4	6	4
近隣市町(6市町)	4	2	—	—

5. 育児休業取得により退所となった児童数

平成25年度 241人 ※ただし、全てが継続入所を希望していた人数ではない。

6. ワーキングチームでの意見

- 子育て支援の観点から、保護者が希望する場合は、保育ニーズとして捉え、年齢に関係なく継続入所を認めて良いのではないか。
- 全年齢を認めてしまうと、希望する保育所に入所できない児童が増加するのではないか。やはり、ある程度、優先順位をつける必要があるのではないか。